

お客様各位



お取引規定の変更のお知らせ

当組合は、平成22年12月1日から各種預金規定に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項を導入いたしました。今般、反社会的勢力の排除を適切かつ有効に対処するため、各種預金規定を以下により一部改定することといたしました。

なお、改定日以前にお取引いただいたお客さまにも、改定後の規定を適用させていただきますので、本取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

《改正日》 平成24年12月1日（土）

《対象規定》 普通預金規定、貯蓄預金Ⅰ型規定、貯蓄預金Ⅱ型規定、納税準備預金規定、貸金庫規定

《変更規定内容》 下線部分が変更箇所です。

改正後	改正前
<p>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p><u>なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>1. 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2. 預金者が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>3. 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか一にでも</u>該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p>	<p>《変更ありません》</p> <p>《追加いたしました》</p> <p>1. 《変更ありません》</p> <p>《以下を変更しました》</p> <p>2. 預金者が、<u>次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p><u>A. 暴力団</u></p> <p><u>B. 暴力団員</u></p> <p><u>C. 暴力団準構成員</u></p> <p><u>D. 暴力団関係企業</u></p> <p><u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p><u>F. その他前各号に準ずる者</u></p> <p>3. 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>《以下は、変更ありません》</p>

なお、改定後の預金規定は、各店舗の窓口に備え付けておりますので、お気軽にお申出ください。